

調査

福島県の所得格差の要因分析と対応策について

<要 旨>

1. 本県所得格差の現状

1999年から2014年までの本県所得格差は、低所得者の増加により、総合的な世帯所得の減少を伴って、拡大する傾向が窺える。この結果、2009年以降の本県所得格差は、全国と比較しても大きくなっている。

2. 本県の所得格差の要因分析

(1) 高齢化による影響

2014年における世帯主が65歳以上の世帯では、1999年と比較して、年間世帯収入が減少したことに加え、高齢者の世帯数が増加したことが、低所得世帯の増加に影響を及ぼしたものとみられる。

(2) 非正規社員化による影響

正規社員と比べて低賃金の非正規社員数の増加は、総合的な就業者の現金給与総額を押し下げており、2014年は1999年と比較して2,600億円以上減少するなど、低所得の勤労者世帯の増加に影響を及ぼしたものと考える。

(3) 貧困化による影響

高齢化の進展などを背景に、2014年における本県の被保護世帯数は、1999年と比較して2倍程度まで増加するなど、本県の絶対的貧困度は上昇しており、貧困化の進展は、本県の所得格差拡大の一因と考えられる。

3. 本県の所得格差拡大に対する対応策

本県の所得格差拡大に歯止めをかけるには、低所得者層の所得を引き上げることが求められる。そのためには、賃金水準の上昇により、年金生活の高齢者や被保護者の勤労意欲を高め、低所得者の労働力率を上昇させることが望まれる。また、県内企業では、非正規社員の正規社員化の推進などにより、非正規社員の固定化を解消させ、被保護者の増加を未然に防ぐ取り組みが期待される。

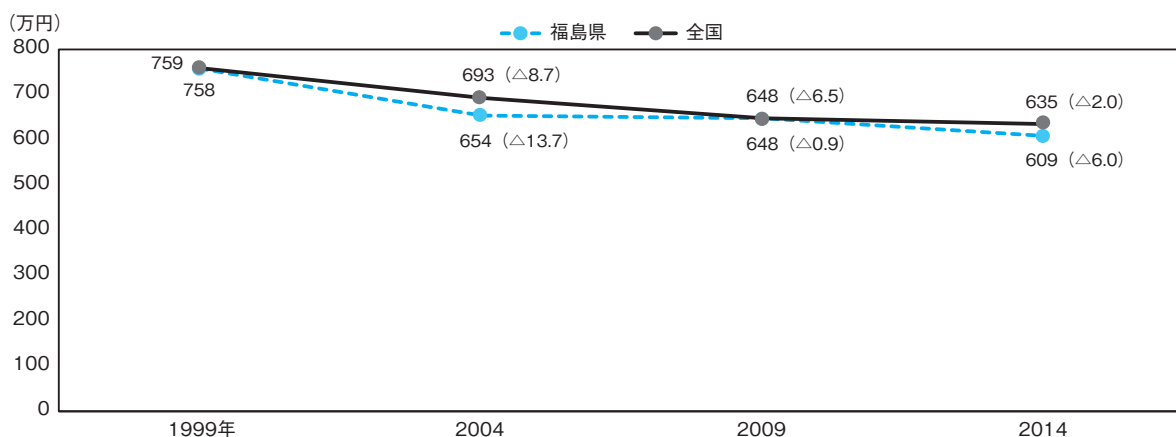
2012年、貧困な家庭の子供たちに無料または安価な食事を提供する「子ども食堂」が東京で開設されて以来、全国的にその開設数は増え続けている。こうした状況下、本県でも会津若松市と白河市の計2カ所で「子ども食堂」が運営されている(2017年10月現在)など、本県でも貧困化による所得格差が拡大している可能性がある。そこで本稿では、統計データを基に、本県の所得格差の現状と要因分析、そして、所得格差拡大に対する対応策についても考察してみた。

1. 本県所得格差の現状

(1) 世帯所得

総務省「全国消費実態調査」(2人以上の世帯)を基に、1999年から2014年までの本県世帯所得をみると、2014年は609万円で1999年の758万円と比較して△19.7%となり、15年間で20%ほど減少している(図表1)。一方、全国をみると、2014年は635万円で1999年と比較して△16.3%となっている。この結果より、1999年から2014年までの世帯所得をみると、本県、全国とも一貫して減少基

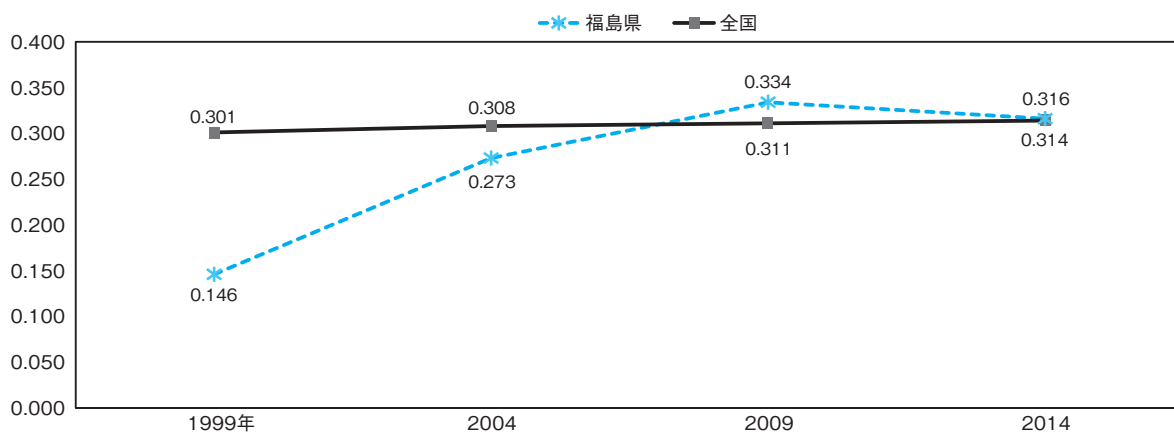
図表1 本県と全国の世帯所得の推移



資料：総務省「全国消費実態調査」

注：1世帯当たりの年間収入。2人以上の世帯。カッコ内の数値は前回調査比。

図表2 本県と全国の所得格差の推移



資料：総務省「全国消費実態調査」を基に当研究所で作成

注：所得格差は、1世帯当たりの年間収入によるジニ係数。ジニ係数は、0以上1以下で表され、0に近いほど所得格差が小さく、1に近いほど所得格差が大きいことを示す。2人以上の世帯。

調で推移しているものの、本県の減少幅は全国よりもやや大きくなっていることが明らかとなった。

(2) 所得格差

1999年から2014年までの本県の所得格差について、*ジニ係数を基に全国と比較しながら確認する。本県のジニ係数は1999年が0.146、2004年が0.273、全国のジニ係数は1999年が0.301、2004年が0.308で、本県のジニ係数が全国のジニ係数をどちらも下回っており、1999年から2004年までの本県の所得格差は、相対的にみて全国の所得格差よりも小さかった（図表2）。一方、本県のジニ係数は2009年が0.334、2014年が0.316、全国のジ

ニ係数は2009年が0.311、2004年が0.314で、本県のジニ係数が全国のジニ係数をどちらも上回っており、2009年から2014年までの本県の所得格差は、全国の所得格差よりも大きくなった。

以上により、本県の所得格差は、1999年から2004年まで全国と比較して小さかったものの、2009年に拡大した結果、2009年から2014年まででみると、全国と比べて大きくなっている。

*ジニ係数とは、所得の累積比率を縦軸、所得に対する世帯数の累積比率を横軸としたローレンツ曲線を基に、所得分配の平等・不平等を計る指標で、0から1までの数値で示され、0に近いほど平等、1に近いほど不平等を意味する。

2. 本県の所得格差拡大の要因分析

(1) 高齢化による影響

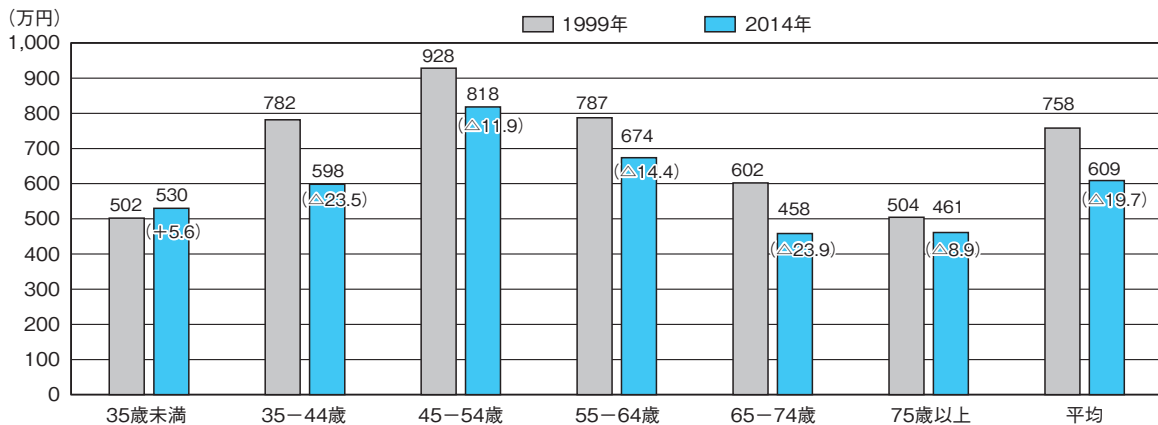
1999年および2014年における本県の世帯主年齢別年間世帯収入をみると、2014年は35歳未満を除いたすべての世帯で1999年より減少しており、減少率が高いのは、65-74歳の△23.9%、35-44歳の△23.5%、55-64歳の△14.4%などの順となっている（図表3）。

次に、2014年における世帯主年齢別の世帯数をみると、75歳以上が53,336世帯（構成比10.7%）、

65-74歳が112,142世帯（同22.0%）となり、世帯主が65歳以上の世帯数は165,478世帯（同32.7%）で1999年と比較して+56,814世帯、構成比で+12.2ポイントと高齢化の進展が窺える。一方、世帯主が45-54歳の世帯数は97,346世帯と1999年と比較して△53,912世帯、構成比で△9.4ポイントと世帯数、構成比とも最も大きく減少している（図表4）。

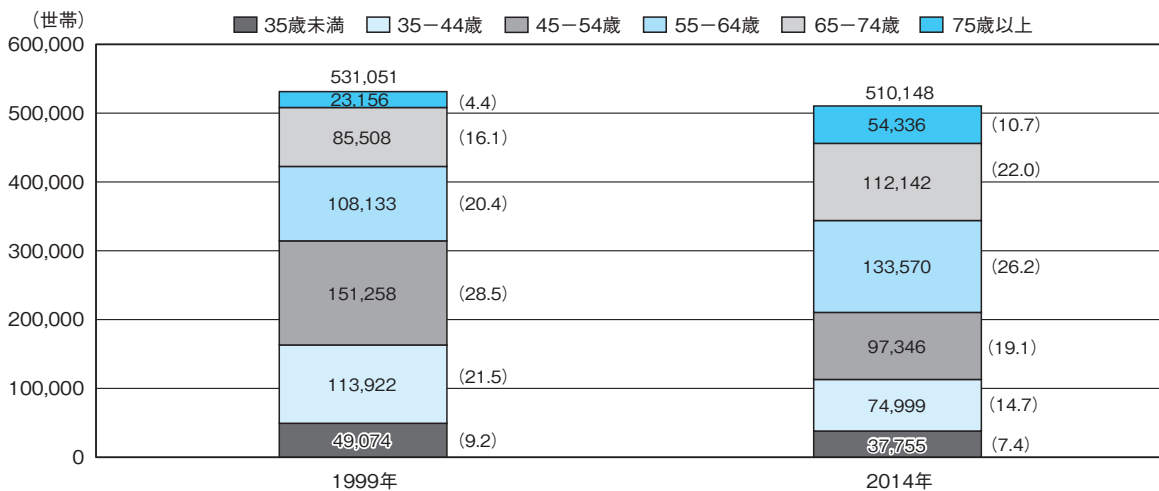
以上により、本県の所得格差拡大は、世帯主が64歳未満の世帯と比較して世帯年収の少ない世帯主が65歳以上の世帯で、2014年が1999年よりも年間世帯収入が減少したことに加え、世帯数が増加

図表3 本県の世帯主年齢別にみた年間世帯収入



資料：総務省「全国消費実態調査」
注：カッコ内の数値は1999年比増減率。

図表4 本県の世帯主年齢別にみた世帯数



資料：総務省「全国消費実態調査」
注：カッコ内の数値は構成比。世帯数は、「全国消費実態調査」の調査対象世帯数を1万世帯当たりの抽出率で調整した各世帯の構成比に国勢調査の2人以上世帯数（2000年、2015年）を乗じて求めた推計値。

したなど、低年収世帯の所得が下方にさらに拡大したことが大きな要因になっているものと考えられる。

(2) 非正規社員化による影響

2014年の1人当たり*現金給与をみると、ベースアップ等賃上げにより、正規社員、非正規社員とも1999年と比較して増加しており、正規社員が+16,821円、非正規社員が+3,951円となっている(図表5)。また、2014年の就業者数を1999年と比較すると、正規社員は減少したものの、非正規社員が増加している。こうしたことから、2014年の年間現金給与総額をみると、非正規社員は257,970百万円と1999年と比較して+75,962百万円と増加したものの、正規社員が3,155,964百万円と1999年と比較して△343,767百万円と減少したため、合計では3,413,934百万円と1999年と比較して△267,805百万円となった。

次に、2014年の年間現金給与総額が1999年と比較して減少した要因について、就業形態別にみた1人当たり現金給与の増減と就業者数の増減から

分析してみる。まず、現金給与の変動要因をみると、1人当たり現金給与は、正規社員、非正規社員とも増加したことから、正規社員が+145,117百万円、非正規社員が+7,435百万円、計+152,552百万円となった(図表6)。一方、就業者数の変動要因をみると、就業者数が減少した正規社員は△488,886百万円、就業者数が増加した非正規社員は+68,527百万円、計△420,359百万円となり、1人当たり現金給与と就業者数の増減を合計して△267,807百万円と試算される。

以上により、2014年の年間現金給与総額が1999年と比較して減少したのは、正規社員数が減少したことが主因であり、正規社員の非正規社員化は勤労世帯の所得を押し下げているものと考えられる。
*現金給与とは、定例給与と特別給与の合計額のこと。

(3) 貧困化による影響

前章で確認した通り、本県の所得格差は世帯所得の減少を伴っていることから、高齢化による年金生活者や賃金が低い非正規社員の増加だけではなく、所得がさらに著しく低い貧困化の進展が所

図表5 就業形態別にみた県内年間現金給与総額

(単位：円、人、百万円)

		1999年	2014年	1999-2014年
1人当たり現金給与	正規社員	348,997	365,818	16,821
	非正規社員	96,724	100,675	3,951
就業者数	正規社員	835,664	718,928	△116,736
	非正規社員	156,811	213,534	56,723
年間現金給与総額	正規社員	3,499,731	3,155,962	△343,769
	非正規社員	182,009	257,970	75,962
	合計	3,681,739	3,413,932	△267,807

資料：福島県「毎月勤労統計調査」、総務省「国勢調査」

注：1人当たり現金給与は平均月額。年間現金給与総額=1人当たり現金給与×12カ月×就業者数。各年の就業者数は、2010年の就業者数934,331人(国勢調査)と常用雇用指数(毎月勤労統計調査)を基に算出。非正規社員数=就業者数×パート比率。正規社員数=就業者数-非正規社員数。

図表6 変動要因別・就業形態別にみた年間現金給与増減額(1999-2014年)

(単位：百万円、%)

変動要因	正規社員		非正規社員		増減額	寄与率
	増減額	寄与率	増減額	寄与率		
現金給与変動要因	+145,117	△42.2	+7,435	9.8	+152,552	△57.0
就業者数変動要因	△488,886	142.2	+68,527	90.2	△420,359	157.0
合計	△343,767	100.0	+75,962	100.0	△267,807	100.0

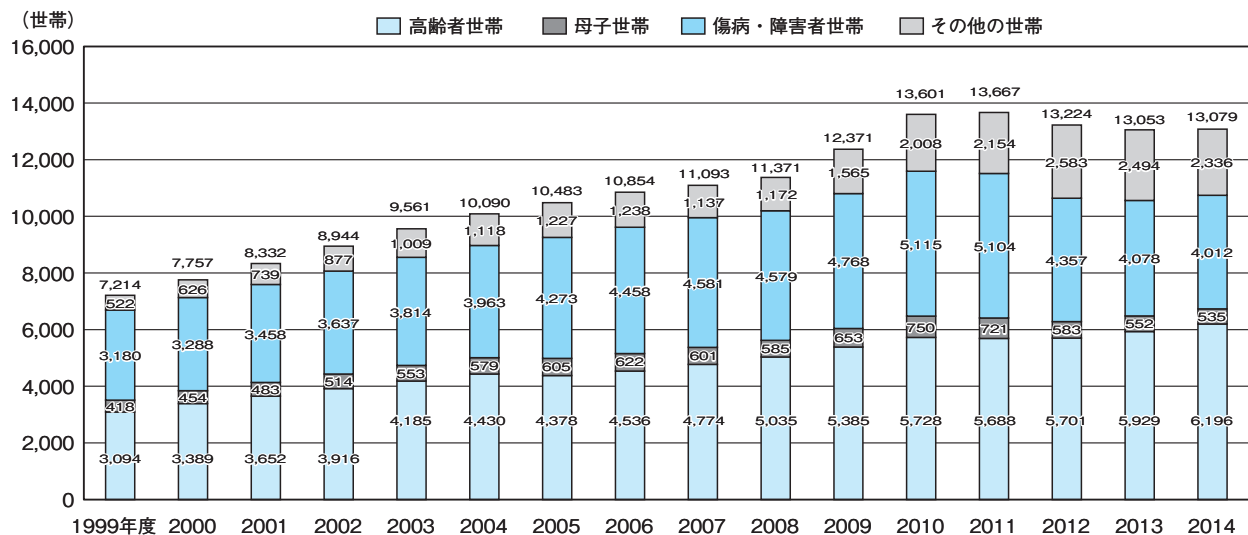
注：寄与率は、各変動要因増減額を増減額合計で割った値で、増減額合計に占める構成比を表す。合計は、小数第一位の四捨五入により一致しない場合がある。

得格差に影響を及ぼしている可能性がある。そこで本節では、貧困化の側面からみた所得格差について分析するが、「貧困」の定義には、絶対的貧困と相対的貧困の2つがある。絶対的貧困とは、必要最低限の生活水準を維持するための食料や生活必需品を購入し得る所得水準に達していない貧困を指し、基準は国や機関、時代によって異なる。一方、相対的貧困とは、所得が国における*中位所得の50%以下の者を指し、貧困の国際比較にも用いられる。この2つの定義のうち、本節では、福島県のデータが整備されている絶対的貧困に着目し、被保護世帯数と国民年金未納率を基に、貧困化の進展が所得格差に及ぼす影響について確認

してみる。

まず、1999年度から2014年度までの本県被保護世帯数をみると、1999年度から2011年度まで一貫して増加傾向を辿り、ピークの2011年度は13,667世帯となった。その後、2012年度以降ではわずかに減少したものの、2014年度が13,079世帯と1999年度と比較して+5,865世帯、増加率で+81.3%となっている(図表7)。次に、世帯類型別に2014年度を1999年度と比較すると、高齢者世帯が+3,101世帯(寄与率+52.9%)、傷病・障害者世帯が+832世帯(同+14.2%)、母子世帯が+117世帯(同+2.0%)、その他の世帯が+1,813世帯(同+30.9%)となった。一方、2000年から2015年までの本県の65

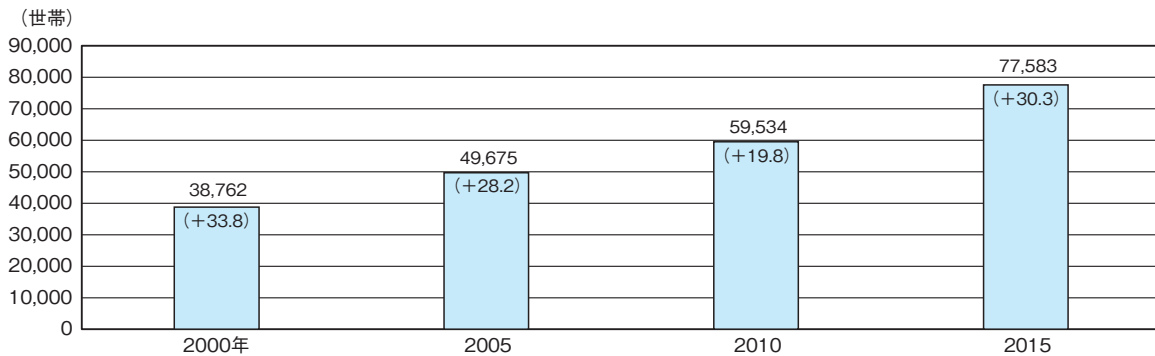
図表7 本県の被保護世帯数



資料：福島県

注：その他の世帯は、保護停止中の世帯を含む。

図表8 本県の65歳以上単独世帯数



資料：総務省「国勢調査」

注：カッコ内の数値は前回調査比増減率。

歳以上単独世帯数をみると、2015年は77,583世帯で2000年と比較して+100.2%となり、本県の高齢単独世帯数は2000年から2015年にかけて2倍以上に急増している（図表8）。

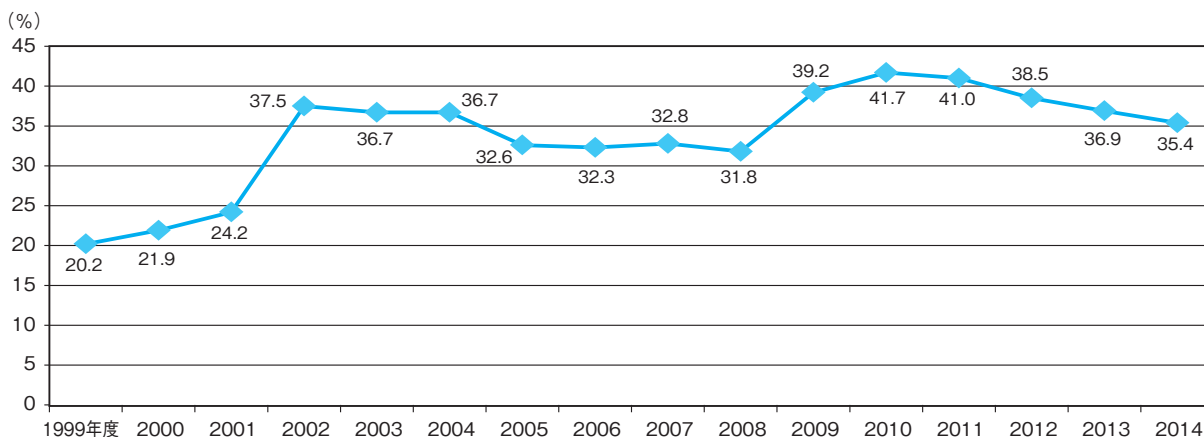
以上の結果から、2014年度の被保護世帯数が1999年度と比較して増加したのは、自分の年金だけで暮らす高齢単独世帯が増加しており、病気などで医療費の負担が大きくなれば、年金だけでは*生活保護基準額を下回ってしまう場合が増えているためとみられる。

また、1999年度から2014年度までの本県国民年金未納率をみると、最も低いのが1999年度の20.2%、最も高いのが2010年度の41.7%で、2011

年度以降、下降基調で推移しているものの、2014年度は35.4%と1999年度と比較して15.2ポイント上昇している（図表9）。そこで、厚生労働省「平成26年度国民年金被保険者実態調査」から*1号期間滞納者が国民年金保険料を納付しなかった理由を確認すると、「保険料が高く、経済的に支払うのが困難」（71.9%）の割合が最も高く、国民年金未納率と絶対的貧困度の正の相関性は高いものとみられる（図表10）。したがって、被保護世帯数および国民年金未納率の結果から判断すると、2014年度における本県の絶対的貧困度は、1999年度と比較して高まっているものと推察される。

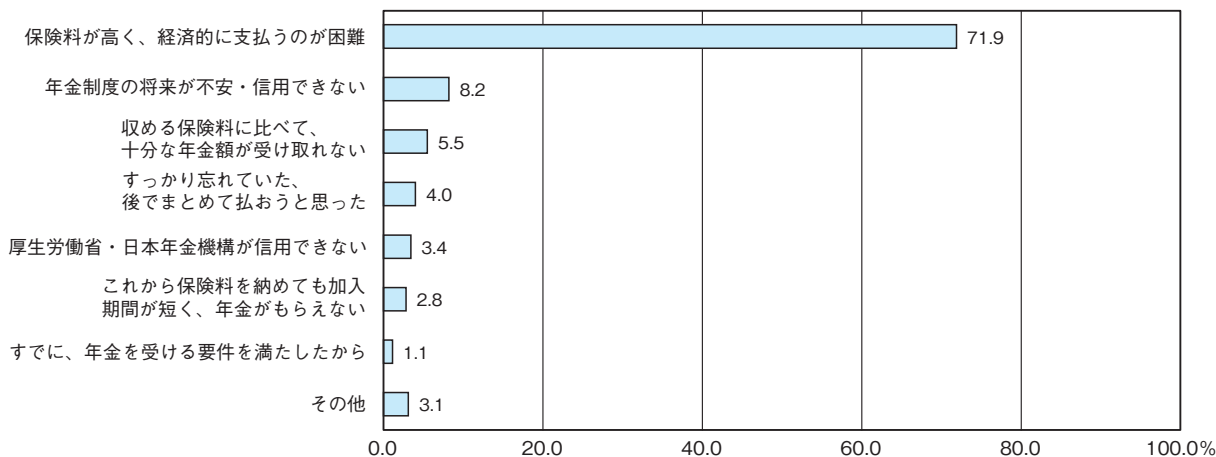
*中位所得とは、所得水準で家計に序列をつけた場合、

図表9 本県の国民年金未納率の推移



資料：厚生労働省「国民年金の加入・保険料納付状況」

図表10 国民年金保険料を納付しない理由（全国）



資料：厚生労働省「平成26年度国民年金被保険者実態調査」
注：1号期間滞納者を対象として集計

ちょうど中央に位置する家計所得。

※生活保護基準額とは、家族数や年齢、地域などに応じて定めた、衣食住など最低限の生活をするのに必要な所得水準のこと。

※1号期間滞納者とは、自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人などの国民年金第1号被保険者のうち、調査対象の平成24～25年度の納付対象月の保険料を1月も納付していない者を指す。

3. 本県の所得格差拡大に対する対応策

前章で示した通り、本県の所得格差拡大の要因は、高齢化と非正規社員化の進展による低所得者層の増加にあるものと考えられる。そして、高齢者の中には、年金受給額が生活保護基準額を下

回っていることなどから、被保護者として生活保護を受けている者もいることが明らかとなった。そこで本章では、高齢者と非正規社員に着目して所得格差拡大の対応策について考察してみる。

(1) 高齢者の労働力率の上昇

総務省「国勢調査（2015年）」によると、本県の非労働力人口は638,488人で、このうち多くの年金生活者を含む65歳以上の「その他」は300,074人となり、非労働力人口のほぼ5割を占めている（図表11）。一方、総務省「全国消費実態調査（2014年）」から高齢者世帯の平均月額収支をみると、勤労世帯では、可処分所得が消費支出を上回って黒字であるのに対して、年金受給のみなどの無職世帯では、可処分所得が消費支出を下回っており、

図表11 福島県の労働力人口と非労働力人口

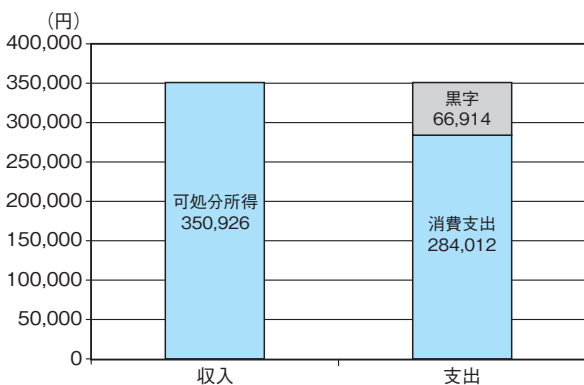
（単位：人、％）

	15歳以上人口	労働力人口			非労働力人口				
		就業者数	完全失業者数		家事	通学	その他		
							65歳以上		
男性	813,542	557,110	528,744	28,366	223,529	21,304	45,250	156,975	132,659
		68.5	(94.9)	(5.1)	27.5	(9.5)	(20.2)	(70.2)	(59.3)
女性	849,031	407,381	393,389	13,992	414,959	190,463	41,251	183,245	167,415
		48.0	(96.6)	(3.4)	48.9	(45.9)	(9.9)	(44.2)	(40.3)
合計	1,662,573	964,491	922,133	42,358	638,488	211,767	86,501	340,220	300,074
		58.0	(95.6)	(4.4)	38.4	(33.2)	(13.5)	(53.3)	(47.0)

資料：「国勢調査（2015年）」

注：労働力人口とは、15歳以上で働く能力と意思を持つ者の人口。非労働力人口とは、15歳以上で専業主婦や年金生活者など、働く能力または意思がない者の人口。15歳以上人口は労働力状態が不詳を含むため、労働力人口と非労働力人口の合計と一致しない。労働力人口と非労働力人口の下段数値は15歳以上人口に対する構成比。カッコ内の数値は、労働力人口、非労働力人口に対する構成比。

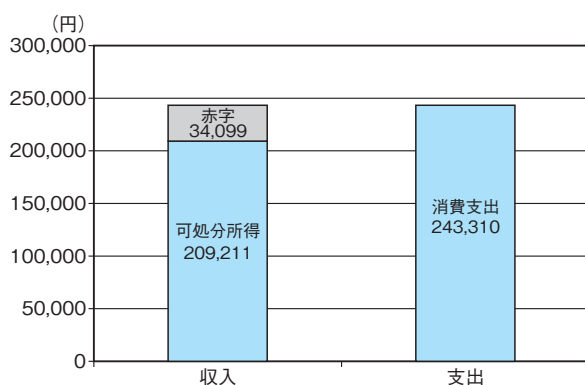
図表12 高齢者勤労世帯の収支（全国）



資料：総務省「全国消費実態調査（2014年）」

注：2人以上世帯の平均月額。可処分所得＝実収入－非消費支出（税金および社会保険料等）。

図表13 高齢者無職世帯の収支（全国）



資料：総務省「全国消費実態調査（2014年）」

注：2人以上世帯の平均月額。可処分所得＝実収入－非消費支出（税金および社会保険料等）。

預貯金を取り崩すなどして、生活資金を捻出しているものとみられる（図表12、13）。

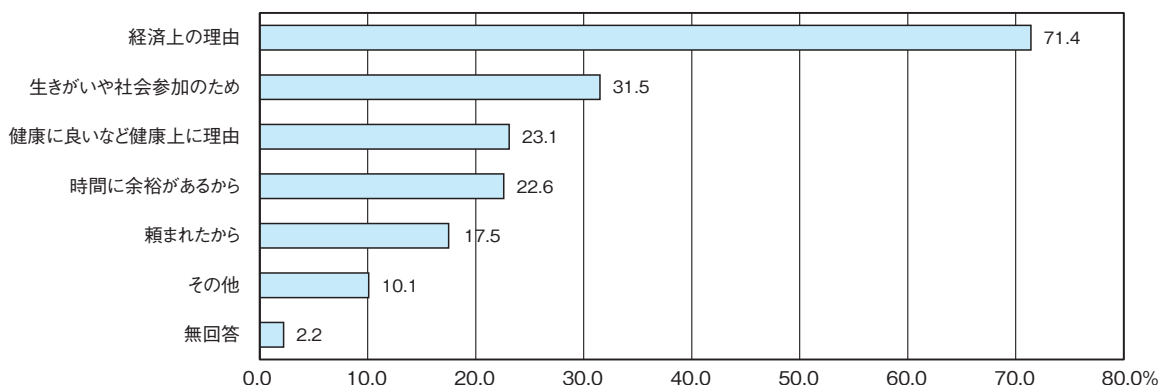
したがって、年金生活者などの無職世帯で就職者数が増加し、*労働力率が上昇することが高齢者における低所得世帯や被保護世帯の減少に結びつくものとする。また、労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」結果を基に、60歳代就業者が働き始めた理由を確認してみると、「経済上の理由」（71.4%）の割合が最も高かったことから、高齢者の労働力率を上昇させるには、賃金水準の確保が重要であると考えられる（図表14）。

そこで、本県の最低賃金を全国と比較してみると、1999年度の本県は595円で全国比△59円だったが、2014年度の本県は689円で全国比△99円と

なり、本県と全国との賃金格差は拡大傾向にある（図表15）。さらに、2014年における本県の最低賃金による可処分所得は月額で103,689円と推計され、被保護世帯で生活扶助と住宅扶助を受けている場合の2014年度生活保護基準額の月額83,615円を2万円上回る程度にとどまっている（図表16）。一方で、当研究所「第71回福島県内景気動向調査」（2017年7月調査）によると、調査に回答した県内企業419社の27.7%が定年を65歳以上または定年なしとするなど、県内企業では、高齢者の労働力を積極的に活用しようとする動きがみられる。

以上により、県内企業でも高齢者の活用に注力しているものの、高齢者が働き始めるのは経済的な理由が最も多いことから、本県では、全国との

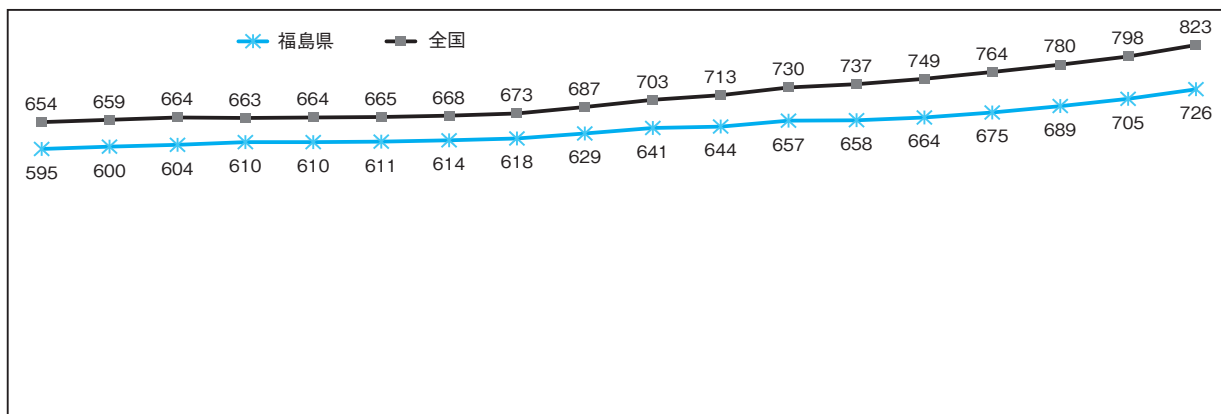
図表14 60歳代就業者の働いた理由（複数回答）



資料：労働政策研究・研修機構「60代の雇用・生活調査」

注：調査対象は、全国の60～69歳の男女5,000人。有効回答数は3,244人。調査時期は2014年7～8月。

図表15 本県と全国の最低賃金の推移 (円)



1999年度 2000 2001 2002 2003 2004 2005 2006 2007 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016

資料：福島労働局

図表16 本県最低賃金による可処分所得と生活保護基準額の推計（2014年度）

最低賃金による可処分所得	最低賃金 (円)	総実労働時間 (時間)	賃金対可処分所得率 (%)	計 (円)
	689	157.3	95.7	103,689
生活保護基準額	被保護1世帯当たり被保護人員数 (人)	被保護人1人当たり生活扶助額 (円)	被保護人1人当たり住宅扶助額 (円)	計 (円)
	1.29	46,935	18,044	83,615

資料：福島県、福島労働局、総務省「家計調査年報（2014年）」

注：生活保護基準額は1世帯当たり月額で、被保護1世帯当たり被保護人員数×（被保護人1人当たり生活扶助額+被保護人1人当たり住宅扶助額）。最低賃金は時給。総実労働時間は2014年の月平均。賃金対可処分所得率は、「家計調査年報（2014年）」における福島市の2人以上の勤労世帯で、可処分所得÷勤め先収入（%）。被保護1世帯当たり被保護人員数（2014年度）は、被保護人員÷被保護世帯数。被保護人1人当たり生活（住宅）扶助額は、生活（住宅）扶助支出額÷生活（住宅）扶助被保護人員数÷12。

図表17 就業形態別の県内就業者数 (単位：人、%)

	2014年	2015	2016	2014-2016年
県内人口 (15歳以上)	1,683,217	1,662,573	1,653,278	△29,939
正規社員	718,928	725,717	729,278	10,350
	42.7	43.7	44.1	1.4
非正規社員	213,534	221,694	219,068	5,534
	12.7	13.3	13.3	0.6
就業者	932,462	947,412	948,346	15,884
	55.4	57.0	57.4	2.0

資料：福島県「現住人口調査」「毎月勤労統計調査」、総務省「国勢調査」
注：県内人口は各年10月1日時点。各年の就業者数は、2010年の就業者数934,331人（国勢調査）と常用雇用指数（2010年=100）を基に算出。非正規社員数=就業者数×パート比率。正規社員数=就業者数-非正規社員数。下段の数値は、県内人口（15歳以上）に占める割合。上記データは、少数第一位を四捨五入しているため、合計や差が一致しない場合がある。

賃金格差を縮小させるなど、高齢者や被保護者の勤労意欲を高める賃金水準の上昇に取り組むことが望まれる。そして、その結果、高齢者の労働力率が上昇し始め、高齢者における低所得世帯や被保護世帯が減少するものと期待される。

※労働力率とは、就業者数と完全失業者数を合わせた労働力人口が15歳以上人口に占める割合。

(2) 「正規社員登用制度」等による正規社員化の促進

2014年から2016年までの本県就業者数をみると、2016年は948,346人で2014年と比較して+15,884人となっている。正規社員、非正規社員別にみると、2016年は正規社員が729,278人と2014年と比較して+10,350人、非正規社員が219,068人と2014年と

図表18 2018年4月見込みの雇用人員 BSI

	総人員		
	正規社員	パート等	
全産業	26	27	5
製造業	30	30	8
非製造業	24	24	2

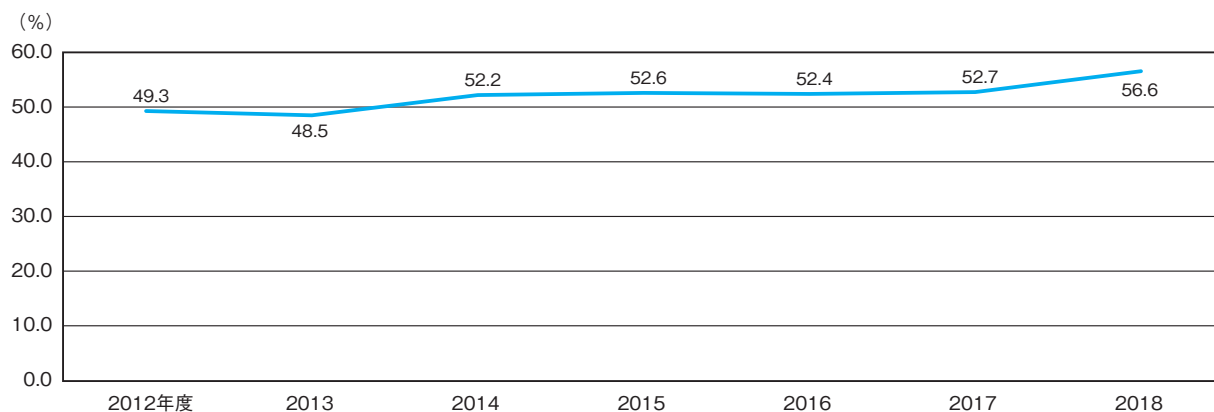
資料：当研究所「第71回福島県内景気動向調査」

注：雇用人員 BSI は、2017年4月と比較した2018年4月の雇用人員について、「増やす」と回答した企業割合から「減らす」と回答した企業割合を差し引いた値。

比較して+5,534人となり、2016年の正規社員数、非正規社員数はいずれも2014年より増加している。次に、15歳以上の県内人口に占める正規社員数、非正規社員数それぞれの割合をみると、2016年は正規社員が44.1%と2014年と比較して+1.4ポイント、非正規社員が13.3%と2014年と比較して+0.6ポイントとなり、2014年から2016年にかけて、正規社員の割合が非正規社員以上に上昇していることが確認できる（図表17）。

また、当研究所「第71回福島県内景気動向調査」から2018年4月見込みの雇用人員 BSI をみても、製造業、非製造業とも、正規社員の BSI 値がパート等の BSI 値を大きく上回り、現状における県内企業は、正規社員を中心に雇用人員を増やそうとしている（図表18）。さらに、県内企業

図表19 県内企業の新卒採用割合



資料：当研究所「福島県内景気動向調査」

注：新卒採用割合は、回答企業数に占める調査年の春に新卒採用を実施した企業数の割合。2018年度は、採用見込みの企業数の割合。

の新卒採用割合をみると、2014年度に50%を突破してから緩やかに上昇しており、県内企業の多くは、新卒採用などの外部人材の調達により、正規社員を確保しているものとみられる（図表19）。こうした県内企業の正規社員を増やそうとする動きは、震災前まで正規社員の採用を抑制し続け、その結果、年齢階級別にみた正規社員数に格差がみられ、今後の企業経営に支障をきたす恐れがあることから、現状の人手不足を正規社員の採用により賄おうとしているためと考えられる。

したがって、県内企業では、復興特需を背景とした人手不足がみられる間、新卒採用などにより正規社員を増やそうとする動きが続く可能性がある。そこで、問題となるのは、震災前の「就職氷河期」に不本意にも非正規社員として就職した社員の正規社員化が進まず、所得の低い非正規社員が固定化して所得格差が解消されないことである。こうしたことから、企業自らが非正規社員の正規社員登用制度などを推し進め、非正規社員の正規社員化を図ることにより、貧困化の進展に歯止めがかかることが期待される。

4. まとめ

本稿の分析結果によると、1999年から2014年までの本県の所得格差の拡大は、低所得者層の所得

がさらに低下したことが大きな要因として考えられる。そして、低所得者層の所得が低下した要因は下記の3点である。

1点目は、高齢化による影響である。高齢者世帯の年間世帯収入が減少したことに加え、高齢化による高齢者世帯の増加により、総体的にみて、低所得者層の所得はさらに低下したものとみられる。

2点目は、非正規社員による影響である。正規社員と比べて賃金の低い非正規社員数が増加したことから、就業者の現金給与総額をみると、2014年は1999年と比較して2,600億円以上減少している。

3点目は、貧困化による影響である。2014年度における本県の被保護世帯数は、1999年度の2倍程度まで増加しており、絶対的貧困度の進展が低所得者層の拡大にも影響を及ぼしているものと考えられる。

以上により、本県の所得格差拡大に歯止めをかけるには、低所得者層の所得を引き上げることが求められる。そのためには、全国との賃金格差を縮小させるなど、年金生活の高齢者や被保護者の勤労意欲を高める賃金水準の上昇が望まれる。また、県内企業では、非正規社員の正規社員化を推し進めるなどして、非正規社員の固定化を解消させ、被保護者の増加を未然に防ぐ取り組みが期待される。（担当：和田賢一）